

令和6年11月28日

各位

不祥事件発生のお詫びについて

但陽信用金庫

このたび、誠に遺憾ながら、当金庫元職員が、お客様からお預かりした預金を着服・費消するという不祥事件が発覚いたしました。

社会的および公共的な使命を担い、信用を第一とする金融機関として、このような不祥事件を発生させましたことを深く反省するとともに、ご迷惑をおかけしましたお客様をはじめお取引先の皆様に心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------|
| (1) 事故者 | 当金庫元職員（男性、26歳、渉外担当者） |
| (2) 事件の内容 | お客様から集金した現金を入金処理せず、着服・費消したものです。 |
| (3) 発覚日 | 令和6年10月15日 |
| (4) 発覚の経緯 | お客様からの問い合わせにより金庫内で調査した結果、発覚しました。 |
| (5) 発生期間 | 令和6年8月26日から令和6年10月7日 |
| (6) 発生店舗 | 高砂西支店 |
| (7) 事故金額 | 16顧客 26口座 被害額 9,560,000円 累計額 10,900,570円
被害額については、事故者家族より弁済を受ける予定です。 |

2. 被害を受けられたお客様への対応

ご迷惑をおかけしましたお客様には、個別にお伺いし着服の事実をお伝えしたうえで、深くお詫び申し上げます。ご理解いただきましたことに心より感謝申し上げます。

3. 関係機関への届出等

不祥事件発覚後、近畿財務局および日本銀行への届出・報告を行いました。また、所轄の警察署に通報しており、現在告訴手続きを行っております。

4. 関係者の処分

当金庫の関係諸規程に則り事故者は懲戒解雇処分を行いました。また、その他の関係役職員は、厳正に処分を行います。

5. 再発防止策等

今回の不祥事件の発生を厳粛に受け止め、このような事態が二度と発生しないよう不正対策を抜本的に見直し、再発防止策を策定し法令等遵守態勢と内部管理態勢の充実・強化を図り、信頼回復に向け役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

なお、本件に関しお気づきの点がございましたら下記にお問合せいただきますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問合せ先】

但陽信用金庫 総務部

電話番号 079-422-7721

受付時間 午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日は除く)

以上